

# 武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会 令和2年度 報告書

～福祉総合相談窓口（仮称）の検討について～

令和3年3月

健康福祉部 地域支援課



はじめに

少子高齢化や核家族化の進展、社会・経済状況の変化等に伴い、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、いわゆる「8050問題」など、それらが複合的に発生することにより、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合が増えている。本市においてはこのような複合的な課題に対応するため、これまでも分野横断的な対応の仕組みづくりにより、重層的な相談支援のネットワークの強化に取り組んできたところである。

国においては、令和2年6月の社会福祉法の改正を受けて、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、地域共生社会の実現に向けた施策が進められている。

このような動きと並行して、本市では令和2年度、「武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会」及び「武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画策定委員会」において重層的な相談支援体制強化について提案がなされ、議論を深めていただいた。両計画の中間のまとめにおいて、「福祉総合相談窓口（仮称）」の設置が検討事項として掲げられ、その具体的な検討については、武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会にて行われた。

本報告書は、令和2年度の委員会における協議内容を記録するとともに、福祉総合相談窓口（仮称）が令和3年4月に円滑に開設され、相談支援ネットワークの連携による「まちぐるみの支え合いのしくみづくりの推進・強化」が一層図られることを目的としてとりまとめたものである。

## 内容

I	検討の背景	1
1	国の動き	1
2	本市のこれまでの取組み	2
3	武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画等の中間のまとめについて	3
II	武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会における検討内容	4
1	検討の概要	4
2	検討の内容	4
	(1) 福祉総合相談窓口（仮称）設置の目的	4
	(2) 福祉総合相談窓口（仮称）の役割	4
	(3) 福祉総合相談窓口（仮称）の設置先及び人員配置（案）	5
	(4) 具体的な相談の受け方、受ける範囲	5
	(5) 相談後のつなぎ方	5
	(6) 定期的なケース検討、進捗管理の仕組み	5
	(7) 相談者からの個人情報の同意確認	8
	(8) 市民や関係機関への周知、啓発	11
III	他自治体の状況調査	11
	おわりに	12
IV	資料編	13
1	委員会開催状況	14
2	武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会設置要綱	15
3	委員名簿	16

# I 検討の背景

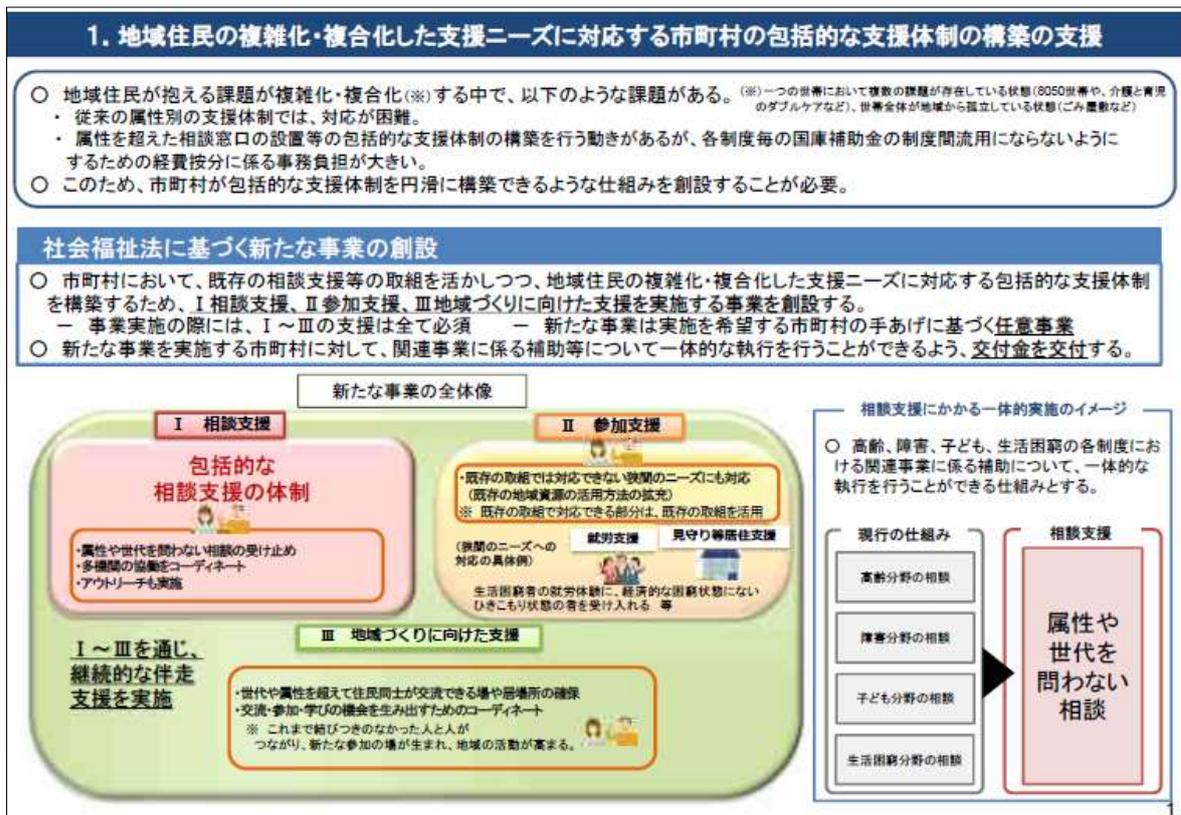
## 1 国の動き

平成 29 年（2017 年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、「社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める」旨が規定された。

改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省は令和元年（2019 年）5 月、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置した。

地域共生社会推進検討会は、令和元年 12 月に最終とりまとめを公表し、「市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する」との方向性が示された。

図表 1 市町村の包括的な支援体制の構築の支援



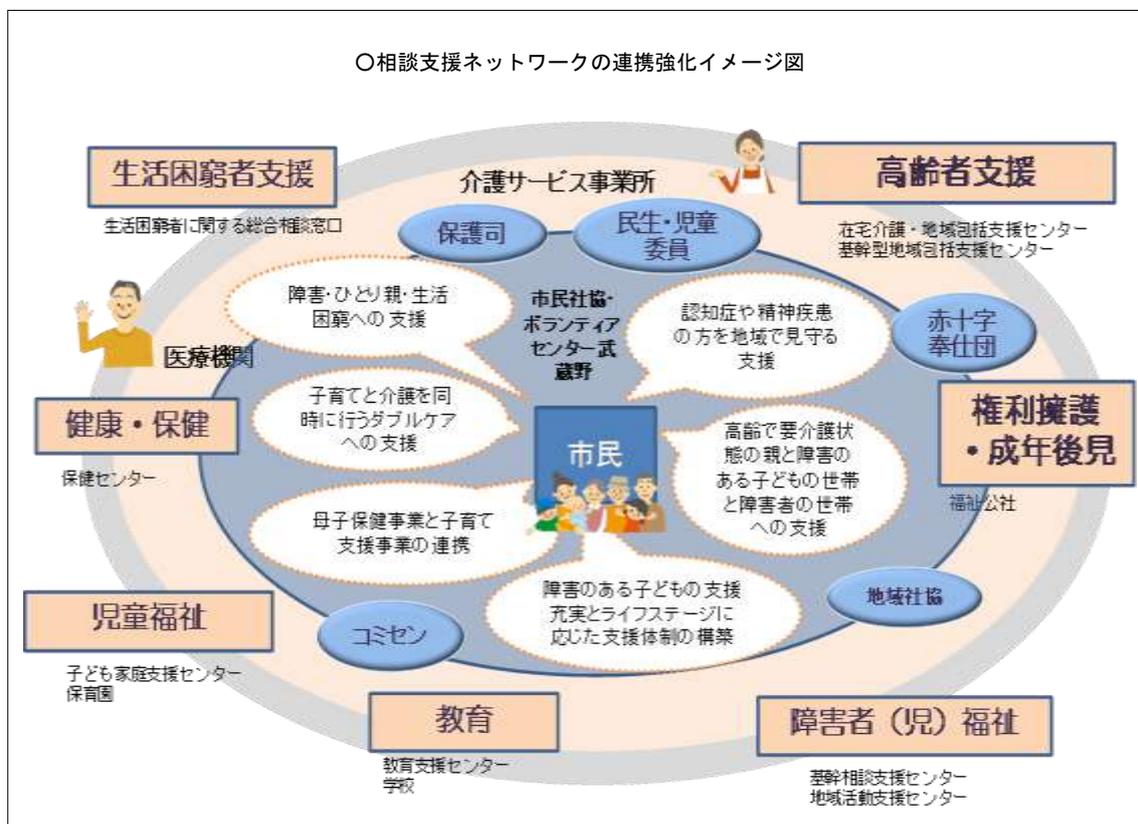
○厚生労働省社会援護局資料より

## 2 本市のこれまでの取組み

「武蔵野市第3期健康福祉総合計画（平成30年度～令和5年度）」では、「安心して暮らしつづけるための相談・支援体制の充実」を重点的取組みとして掲げ、相談者本人・世帯・家族支援の視点に立ち、複合的・分野横断的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が、様々な関係機関と連携し必要な支援につなげるとしている。

また、市の最上位計画である「武蔵野市第六期長期計画（令和2年度～11年度）」においてもその基本的な考え方を引き継いだうえで、全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させるとしている。

図表2 本市における相談支援ネットワークの連携強化イメージ図



○武蔵野市第六期長期計画より

### 3 武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画等の中間のまとめについて

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定においては、いわゆる「8050問題」等、市民の支援ニーズが複雑化・多様化している現状から、委員より、重層的な相談支援体制について問題提起があり、中間のまとめにおいて、以下のとおり記載された。障害者計画・第6期障害福祉計画も同様の記載である。

#### 重層的な相談支援体制の構築・強化

50代の中高年の引きこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支える「8050問題」や、ダブルケアなど、最近の支援ニーズは複雑化・多様化しています。第1章でも触れたように、国でもこうした支援ニーズに対応できるよう社会福祉法等の改正を行いました。本市においては、従前から庁内連携における相談支援体制を構築しておりますが、さらにその先を見据えて困り事を抱えた方への伴走支援等ができるような体制の構築を図ります。

個別の制度や施策・事業だけでは対応が難しいこれらの課題の解決に向け、どこに相談すればよいのか、だれに相談すればよいのかわからない市民のために、ワンストップ型の福祉総合相談窓口（仮称）を設置するとともに、相談を受けとめ、状況に応じて必要な窓口へ付き添うなどの支援を行う福祉コンシェルジュ（仮称）配置の検討を進めます。

また複雑化・多様化した課題に対して、分野横断的に対応するため庁内連携組織における重層的な相談支援体制を強化します。

個別施策	内容
福祉総合相談窓口（仮称）設置や福祉コンシェルジュ（仮称）配置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困り事はあってもどこに相談すればよいのかわからない市民を支えるワンストップ型の福祉総合相談窓口（仮称）の設置を検討します。</li> <li>・相談者の困り事に対する相談支援を行う福祉コンシェルジュ（仮称）の配置を検討します。</li> </ul>
重層的な相談支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「8050問題」等の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、庁内連携組織である健康福祉実務担当者調整委員会を活用し、情報共有を図るとともに適時適切な支援につなげられるよう分野横断的な連携を強化します。</li> <li>・引きこもりの当事者や地域の理解を深めるための講座開催等を検討します。</li> <li>・孤立防止の観点における「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」等とも引き続き連携を図ります。</li> </ul>

○武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 中間のまとめより

中間のまとめ以降も両策定委員会において重点的に議論された結果、答申では、ワンストップ型ではなく、「庁内連携組織における重層的な相談支援体制を強化」すること、配置する相談支援員の名称は福祉コンシェルジュ（仮称）ではなく、「福祉相談コーディネーター（仮称）」とすることが記載された。

## Ⅱ 武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会における検討内容

### 1 検討の概要

武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会（以下「委員会」という。）では、武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画と武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画の中間のまとめを受けて、主に以下の項目について検討を行った。また、具体的な検討にあたり、委員会から委員を選出し、これに健康福祉部の部課長及び担当者を加えたコアメンバー会議を組織した。

- (1) 福祉総合相談窓口（仮称）設置の目的
- (2) 福祉総合相談窓口（仮称）の役割
- (3) 福祉総合相談窓口（仮称）の設置先及び人員配置
- (4) 具体的な相談の受け方、受ける範囲
- (5) 相談後のつなぎ方
- (6) 定期的なケース検討、進捗管理の仕組み
- (7) 相談者からの個人情報同意確認
- (8) 市民や関係機関への周知、啓発

### 2 検討の内容

検討の経過及びその内容については以下のとおりである。

#### (1) 福祉総合相談窓口（仮称）設置の目的

いわゆる「8050問題」など多様かつ複合的な課題を抱える市民からの相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行うため、ひきこもり相談を含めた福祉総合相談窓口（仮称）を市役所内に設置する。福祉総合相談窓口（仮称）には福祉相談コーディネーター（仮称）を相談員として配置する。

#### (2) 福祉総合相談窓口（仮称）の役割

- ・どこに相談すればよいのか、だれに相談すればよいのか、あるいは何に困っているかもわからなくなってしまっているような市民が、最初に相談できる窓口であること。
- ・相談をすることで“最初のきっかけ”となるよう、福祉相談コーディネーター（仮称）は相談内容を受け止め、よく聴き取り、課題を整理すること。
- ・福祉相談コーディネーター（仮称）は、状況や課題に応じて必要な窓口へ付き添ったり、または主管する部署の職員に相談への同席を要請し、課題共有や引き継ぎのための支援を行うこと。
- ・福祉相談コーディネーター（仮称）は、関係部署や機関に繋いだ後も、必要に応じて連携しながら支援をすること。また、主管する部署がないようなケースについては、関係部署や機関の支援調整を行い包括的・継続的な支援に努めること。

### (3) 福祉総合相談窓口（仮称）の設置先及び人員配置（案）

#### ①設置先

健康福祉部生活福祉課生活相談係に置く。

その理由は次のとおりである。

- ・ 市民からのわかりやすさとして、市役所内であること。
- ・ 既存の生活困窮相談では、（経済的困窮が基本だが）対象者の属性を限定せずに多様な相談を受けている実績があること。
- ・ 現在ひきこもり支援の主管は障害者だが、ひきこもり＝障害ではなく、間口を広げて相談支援を行う必要があるため。

#### ②設置日

令和3年4月1日

#### ③人員配置

職員体制は、生活相談係の現行の正職員3名、会計年度任用職員1名に、新たに職員1名（保健師職で増員要求）を加えた5名のうち3名以上（※）を福祉相談コーディネーター（仮称）とする。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活困窮者自立支援事業の相談・給付金申請等も増加しているため、状況を勘案しながら人数について検討する。

### (4) 具体的な相談の受け方、受ける範囲

### (5) 相談後のつなぎ方

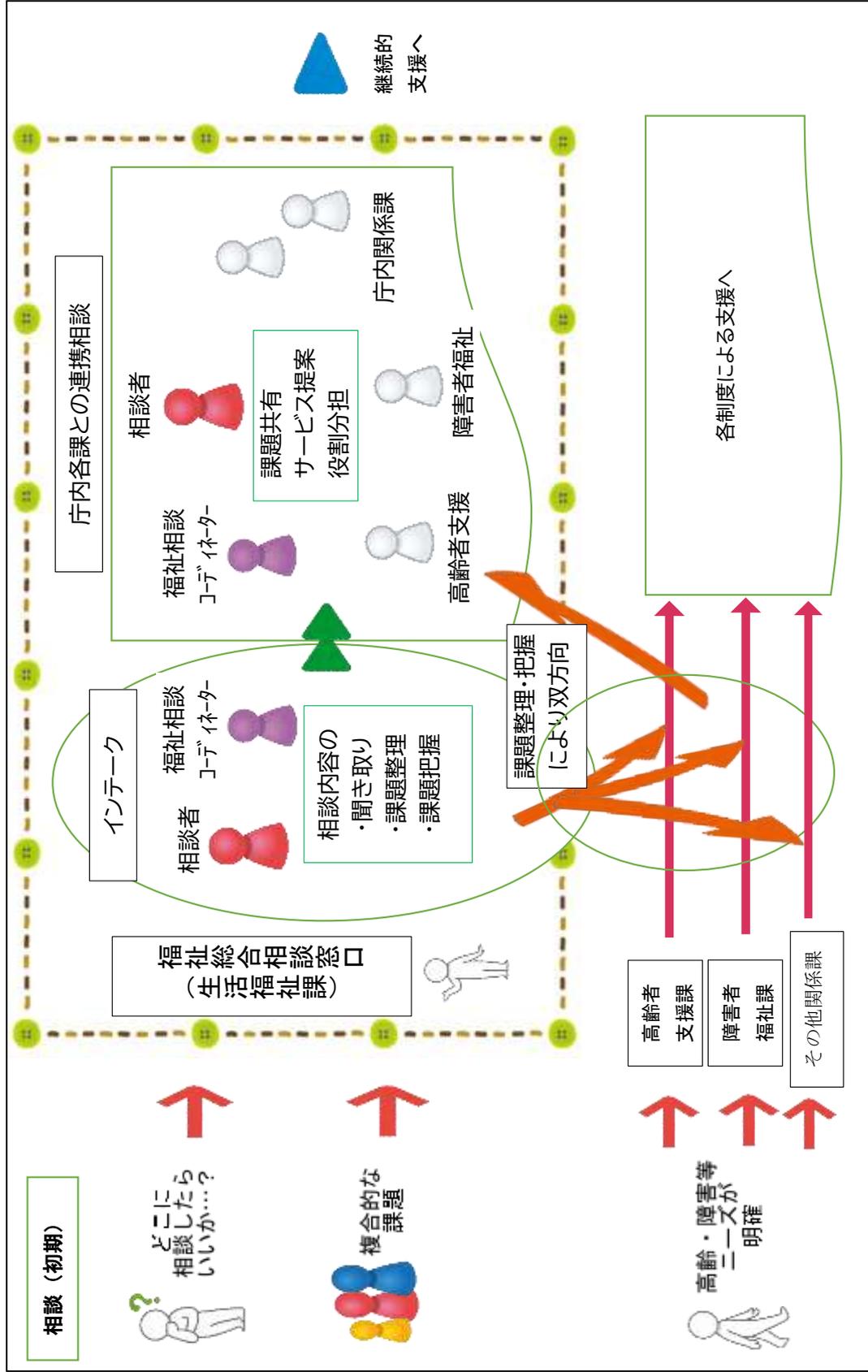
### (6) 定期的なケース検討、進捗管理の仕組み

この3項目については、一体的かつ重点的に検討を行い、次ページの「福祉総合相談窓口の相談イメージ」としてまとめた。

検討にあたっては、共通の考え方として以下の点をメンバー間で共有したうえで検討を進めた。

- ・ 国では社会福祉法の改正に伴い、任意事業として重層的支援体制整備事業を創設し市町村に包括的な支援体制の構築を促しているが、本市においては、すでに第六期長期計画や健康福祉総合計画にて掲げている「相談支援ネットワークの連携強化」を図り「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を推進するという、これまでの取組みを着実に進めていくことが大事であること。
- ・ 福祉総合相談窓口の設置ですべて解決するものではなく、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し必要な支援につなげることに変わりはなく、これまで以上にインテークが重要であること。各課が持つアイテムを持ち寄り、各相談窓口が連携して支えていくことや、各職員の相談業務のスキルアップが重要であること。

図表 3 福祉総合相談窓口の相談イメージ



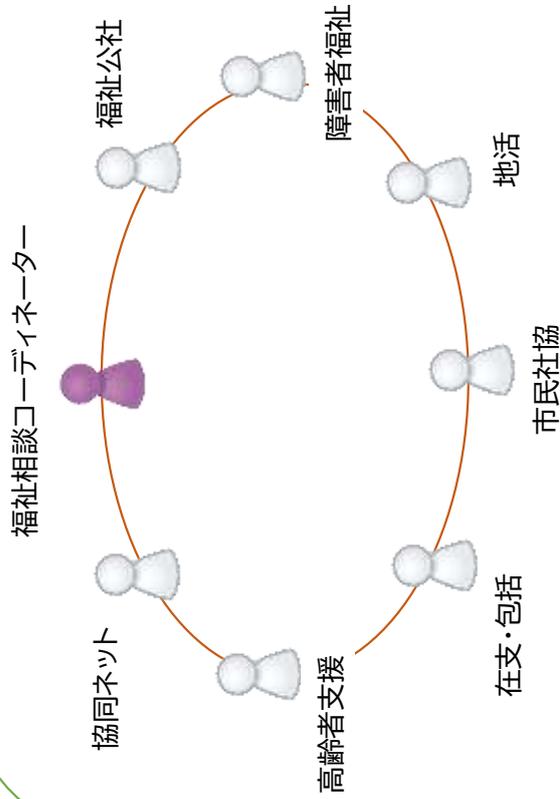
**継続的支援体制**

福祉総合相談窓口  
による進捗管理



- 各課による支援
- 関係機関による支援
- 見守り など

**総合支援調整会議(実務担当者調整委員会下部組織)**



- 各ケースの状況把握・支援の進捗確認
- 支援方針の見直し・共有
- 役割分担の確認 など

- ※ 福祉相談コーディネーターが招集し、定例開催
- ※ 参加者については事案により調整

- 不足する資源や  
制度の検討
- 地域理解促進の  
ための普及啓発  
など

なお、福祉総合相談窓口については、ワンストップ型とすべきかどうかについても議論された。

現在、生活困窮・高齢・障害等の福祉分野における各制度はより細分化され、かつ深くなっている。そのため、本市では多機関が連携し、必要な支援につなげる重層的な相談支援ネットワークの構築に取り組んできたところであるが、福祉総合相談窓口（仮称）に行けば、すべてがそこで解決するという「ワンストップ」を志向するのは、これまでの取組みの方向性とは異なるものである。

また、相談を受ける福祉相談コーディネーター（仮称）についても、すべての制度を把握し、解決に導くスーパーマンはいないことから、これまで以上に一体的・効果的な窓口連携型の支援を目指していくこととした。

連携のために必要なものとして、関係機関連絡記録用紙と相談受付・申込票についても検討を行った。

現在、各課においてはそれぞれの様式で相談記録票を作成し運用しており、各課が担うサービス内容に応じて、必要な内容を押さえた様式のつくりとなっているため、あえて各課共通の記録票に統一することはしないこととした。

しかし、基本情報や相談内容の記載がバラバラだと連携の支障となる場合もあることから、鑑（あたま紙）となる共通の連絡様式は必要との意見で一致した。そこで、各課の相談記録票を持ち寄り、実務的な協議と調整を経て、「関係機関連絡記録用紙」（P. 9 図表 3）を作成した。

また、福祉総合相談窓口（仮称）において、相談者に記載してもらう受付シートとして「相談受付・申込票」（P. 10 図表 4）も併せて作成した。

#### （7）相談者からの個人情報の同意確認

福祉の相談では、多くの支援対象者やその家族に関して、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な取扱いが特に強く求められる。

今回の検討においては、最初に相談者に記入いただく「相談受付・申込票」に、相談支援にあたり必要となる範囲で、武蔵野市個人情報保護条例の規定に基づき関係機関（者）と情報共有することへの同意欄を設け、本人の同意確認について明確化することとした。なお、情報共有する関係機関（者）は、それぞれの案件に応じて異なることから、別紙一覧とし、該当先をチェックできるようにした。

図表 4 関係機関連絡記録用紙

福祉総合相談窓口 関係機関連絡記録用紙						
相談日	令和 年 月 日 午前・午後			来所・電話・文書	新規・継続( 回目)	
受付課				受付者	(内線 )	
相談履歴	生活福祉課	高齢者支援課	障害者福祉課	その他( )	連絡票 送付先	生活福祉課
						高齢者支援課
				その他( )		
支援対象者	フリガナ 氏名			男・女	生年月日	
	住所				電話	
相談者	フリガナ 氏名			男・女	続柄	
	住所				電話	
対象者の世帯構成	生年月日	続柄	同居・別居	基本情報(病名、認定、手帳の保有等)		
相談内容 <input type="checkbox"/> 生活費のこと <input type="checkbox"/> 住宅のこと <input type="checkbox"/> 家族のこと <input type="checkbox"/> その他						
対応(援助内容、合意事項等) * 初回不要						
今後の計画及び方針 * 初回不要						
特記事項・その他 * 初回不要						
個人情報提供同意 <input type="checkbox"/> 同意あり(文書・口頭) <input type="checkbox"/> 同意なし( )						

図表 5 相談受付・申込票

相談受付・申込票					
<b>■基本情報</b>					
ふりがな		性別	□男性□女性□( )		
対象者 氏名		生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 ( 歳)		
住所	〒 -				
電話	自宅 ( ) -	携帯	( ) -		
メール					
相談者 *ご本人 以外の場合	ふりがな		相談者のご本人との関係	□家族(本人との続柄:	
	氏名			□その他	
	電話	( ) -		( )	
	携帯	( ) -			
<b>■ご相談内容</b>					
ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと	
家賃等滞納について		仕事探し、就職について		家族のことについて	
ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない	
生活保護		住居確保給付金			
その他( )					
<b>■現在の世帯状況</b>					
氏名	生年月日	続柄	その他(手帳、健康状態等)		
家賃 _____ 円      世帯収入 _____ 円					
<b>■同意欄</b>					
武蔵野市長 殿					
私の個人情報相談支援にあたり必要となる範囲で、武蔵野市個人情報保護条例の規定に基づき、関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、利用する個人情報及び関係機関、関係者等について説明を受けました。					
令和 ____年 ____月 ____日      本人署名 _____					
ID		初回相談受付日	令和	年	月
					受付者

#### (8) 市民や関係機関への周知、啓発

令和3年4月1日からの福祉総合相談窓口（仮称）の開設にあたり、市民や関係機関にしっかりと周知していくことが必要である。特に、複合的な課題を抱え、どこに相談していいのかわからず躊躇している方々に対しては、窓口の周知がアウトリーチの役割を果たすことにもなる。

具体的な周知方法として、4月1日市報、ホームページ、Facebook、Twitter、むさしのFM、CATVなどを予定している。そのほか、窓口の案内チラシを作成し、戸別配布等の効果的な配布方法についても検討していくこととした。

庁内関係各課や関係機関に対しても、事業者連絡会などを通じて周知を図っていく予定である。

### Ⅲ 他自治体の状況調査

国の重層的支援体制整備事業への対応状況の把握も兼ねて、多摩地域25市と取組みを進めている5区の計30市区に対してアンケート調査を実施した。

調査項目として全11問を設定し、総合相談窓口の設置について（すでに設置8、今後設置予定8、設置予定なし11）、個人情報の同意確認の有無（書面又は口頭でしている6、していない4）、共通連絡票や相談記録票の有無（作成4、未作成10）、自由記載として、複数の課にまたがるケースの調整方法、進捗管理方法など、各市区の状況について確認した。

各市区が抱える総合相談窓口に係る全般的な課題としては、「人的不足、費用、窓口設置場所など課題が多く調整ができない」、「ニーズ把握が難しい」、「重症的支援体制整備事業を行うにあたっては各分野における既存事業の調整など課題が多い」などの意見が多く見受けられた。

本アンケート結果については、各市区にフィードバックし情報を共有したが、今後とも他自治体の状況の把握に努める必要がある。加えて、このような調査が、互いの情報交換や必要な連携を図る良い機会になると考えられる。

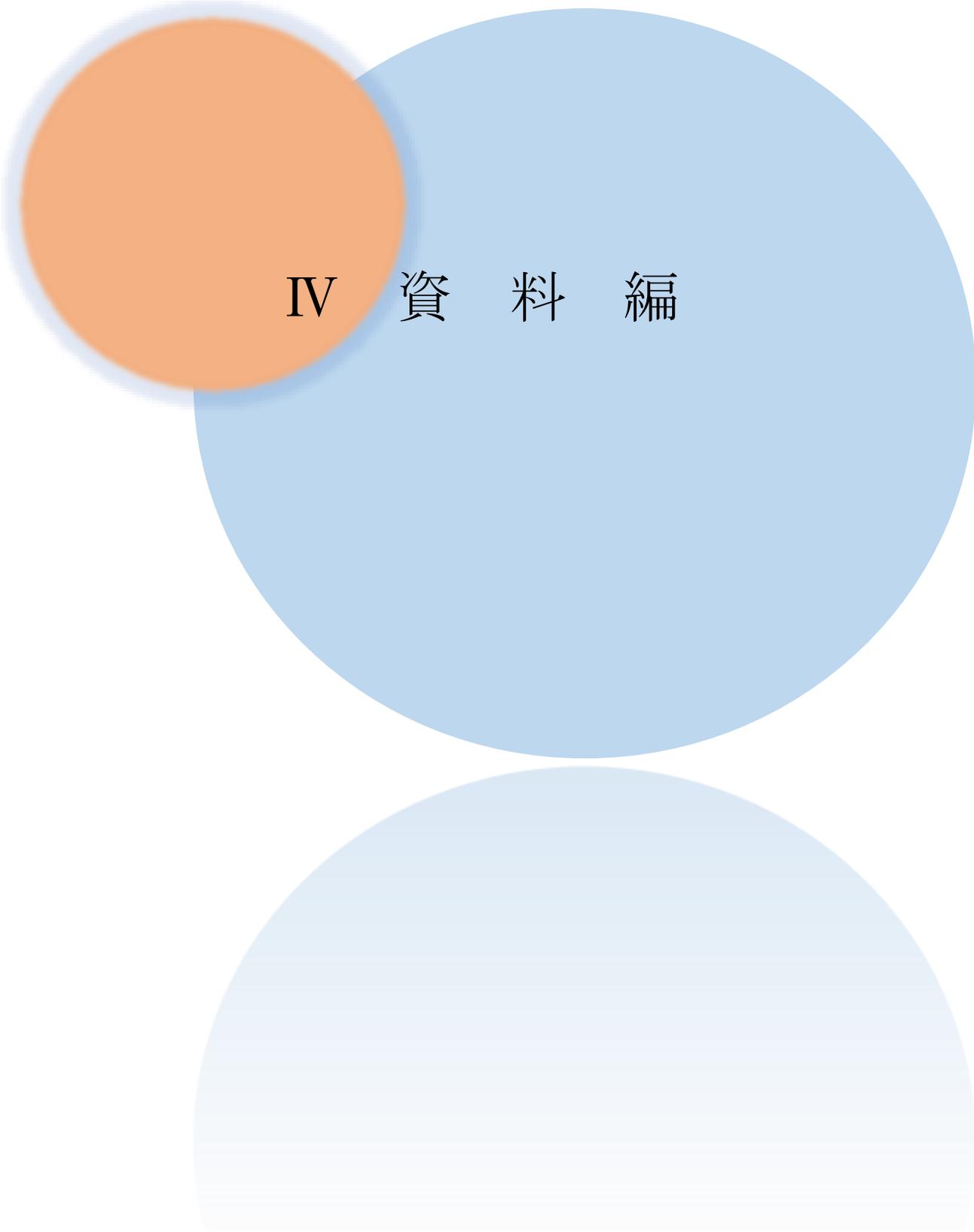
## おわりに

本委員会は、短期間のうちに集中的に開催し、厳しい日程にもかかわらず多くの建設的な意見交換がなされ、予定していた4月1日開設への道筋をつけることができた。委員及び関係者の皆様にはあらためて感謝したい。

しかしながら、窓口を設置することが目的ではなく、市民の皆様が安心して相談できるよう相談支援体制を充実させていくことが今回の検討課題である。

本委員会では、福祉総合相談窓口（仮称）の具体的な内容の検討や福祉総合相談窓口の相談イメージ図（フロー）、福祉総合相談窓口関係機関連絡記録用紙の作成が成果としてあげられるが、検討すべき事項は多く残っている。福祉総合相談窓口開設後における、各課でのインテーク力の向上、福祉相談コーディネーターと各関係機関との連携、継続的な支援と進捗管理、支援終了の基準、窓口職員のスキルアップ、市民周知など一つひとつが重要な検討事項である。

本委員会として、引き続きこれらの課題及び実務担当者間の連携に関する事項について調整を図り、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取組みを推進していく。



# IV 資料編

## 1. 委員会開催状況

---

■ 健康福祉実務担当者調整委員会

第1回 令和2年11月17日

■ 健康福祉実務担当者調整委員会コアメンバー会議

第1回 令和2年12月1日

第2回 令和3年1月29日

第2回 1月29日

第3回 2月12日

第4回 2月22日

第5回 3月8日

(参考)

■ 武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議

第1回 令和2年11月18日

第2回 令和3年3月29日

■ 武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会庁内推進委員会

第1回 令和3年2月16日

## 2. 武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市健康福祉総合計画に基づき、市内における相談支援体制の充実及び当該実務担当者相互のネットワークの強化を図るため、武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議（以下「推進会議」という。）及び武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション市内推進委員会（以下「市内委員会」という。）の下部組織として武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 調整委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 健康福祉部及び関連部署の実務担当者間における連携に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、実務担当者の連携体制の整備に関し市長が必要と認める事項

2 調整委員会は、前項の規定により協議した内容を推進会議及び市内委員会に提案する。

(組織)

第3条 調整委員会は、健康福祉部地域支援課長（以下「地域支援課長」という。）及び別表に掲げる課に属する職員のうち、相談支援を担当し、かつ、係長級の職にあるもので構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

(委員長)

第4条 調整委員会に委員長を置き、委員長は地域支援課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を統括し、調整委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 調整委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 調整委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 調整委員会の事務局は、健康福祉部地域支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表（第3条関係）

健康福祉部地域支援課
健康福祉部生活福祉課
健康福祉部高齢者支援課
健康福祉部障害者福祉課
健康福祉部健康課
子ども家庭部子ども政策課
子ども家庭部子ども家庭支援センター
教育部教育支援課

### 3. 委員名簿

#### 武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会 名簿

	所属	職名	氏名
1	健康福祉部地域支援課	課長	小久保 渉
2	健康福祉部地域支援課	課長補佐兼地域支援主査	齋藤 学
3	健康福祉部地域支援課	地域福祉担当係長	平内 広野
4	健康福祉部生活福祉課	課長補佐（生活福祉係）	猿井 八重子
5	健康福祉部生活福祉課	生活相談係長	松木 葉月
6	健康福祉部生活福祉課	生活困窮者自立支援担当係長 （生活相談係）	西 朗夫
7	健康福祉部高齢者支援課	地域包括担当係長（基幹型地域 包括支援センター長）	金丸 絵里
8	健康福祉部高齢者支援課	相談支援係長	塩島 由希子
9	健康福祉部障害者福祉課	課長補佐兼センター長（基幹相 談支援センター長）	小尾 雅昭
10	健康福祉部障害者福祉課	課長補佐兼相談支援担当係長事 務取扱	馬庭 和子
11	健康福祉部健康課	課長補佐兼母子保健係長	國保 博敬
12	子ども家庭部子ども政策課	子育て支援担当係長	村重 紗央理
13	子ども家庭部子ども家庭支援センター	子ども家庭支援係長	石川 久雄
14	子ども家庭部子ども家庭支援センター	ひとり親支援担当係長	吉村 彩子
15	教育部教育支援課	課長補佐兼教育支援センター担 当係長事務取扱	伏谷 寿洋

武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会コアメンバー会議 名簿

	所属	職名	氏名
1	健康福祉部地域支援課	課長	小久保 渉
2	健康福祉部地域支援課	課長補佐兼地域支援主査	齋藤 学
3	健康福祉部地域支援課	地域福祉担当係長	平内 広野
4	健康福祉部生活福祉課	課長補佐（生活福祉係）	猿井 八重子
5	健康福祉部生活福祉課	生活相談係長	松木 葉月
6	健康福祉部生活福祉課	生活困窮者自立支援担当係長（生活相談係）	西 朗夫
7	健康福祉部高齢者支援課	地域包括担当係長（基幹型地域包括支援センター長）	金丸 絵里
8	健康福祉部高齢者支援課	相談支援係長	塩島 由希子
9	健康福祉部障害者福祉課	課長補佐兼センター長（基幹相談支援センター長）	小尾 雅昭
10	健康福祉部障害者福祉課	課長補佐兼相談支援担当係長事務取扱	馬庭 和子
11	健康福祉部健康課	課長補佐兼母子保健係長	國保 博敬

武蔵野市健康福祉部 関係者名簿

	所属	職名	氏名
1	健康福祉部	部長	山田 剛
2	健康福祉部生活福祉課	課長	毛利 悦子
3	健康福祉部高齢者支援課	課長	稲葉 秀満
4	健康福祉部高齢者支援課	相談支援担当課長	吉野 貴志
5	健康福祉部障害者福祉課	課長	勝又 玲子
6	健康福祉部健康課	地域保健調整担当課長（兼新型コロナウイルスワクチン接種担当課長）	高橋 徹

**武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会  
令和2年度 報告書**

令和3年3月

武蔵野市 健康福祉部 地域支援課